

令和2年度大阪市港湾局
コスモスクエア・トレードセンター前駅施設内広告募集要項

1 募集の趣旨・目的

港湾局では、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな財源を確保することも目的として、所管施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告掲出者を募集します。

2 施設の概要

ア コスモスクエア駅施設

- (1)所在地 大阪市住之江区南港北1-30-21
大阪メトロ コスモスクエア駅最上階
大阪シティバス・北港観光バス・タクシー乗降場が至近にあり
- (2)開放時間 24時間
- (3)乗降客数
コスモスクエア駅 23,701人/日（平成30年11月調査）
※バス、タクシーの利用者数等は不明

イ トレードセンター前駅施設

- (1)所在地 大阪市住之江区南港北1-14-72
大阪メトロ トレードセンター前駅最上階
- (2)開放時間 24時間
- (3)乗降客数
トレードセンター前駅 12,895人/日（平成30年11月調査）
※バス、タクシー乗り場なし

3 募集内容

(1)掲出応募枠

ア コスモスクエア駅 4枠（非電照）

イ トレードセンター前駅 2枠（非電照）

※いずれの広告枠も、既設の広告枠を利用させていただきます。

※各広告掲出箇所付近に、次の文章を掲出します。

・「広告スペース」

・「広告内容に関するご質問は、広告記載の連絡先にお問い合わせください。」

※広告掲出に関する問合せに対応するため、各広告掲出箇所付近に、港湾局担当窓口を案内する文章と連絡先を掲出します。

※広告掲出の申込みがない掲出期間において、本募集要項の全部または一部、その他港湾局事業に関する情報の掲出を行うことがあります。

(2) 掲出場所

- ア コスモスクエア駅最上階と南西地上部を結ぶエスカレーター側面（別紙図面参照）
- イ トレードセンター前駅最上階と北東地上部を結ぶペDESTリアンデッキの接続場所付近（別紙図面参照）

(3) 掲出期間

ア・イとも

- ① 令和2年 4月1日(水) ～ 令和2年 4月30日(木)
- ② 令和2年 5月1日(金) ～ 令和2年 5月31日(日)
- ③ 令和2年 6月1日(月) ～ 令和2年 6月30日(火)
- ④ 令和2年 7月1日(水) ～ 令和2年 7月31日(金)
- ⑤ 令和2年 8月1日(土) ～ 令和2年 8月31日(月)
- ⑥ 令和2年 9月1日(火) ～ 令和2年 9月30日(水)
- ⑦ 令和2年10月1日(木) ～ 令和2年10月31日(土)
- ⑧ 令和2年11月1日(日) ～ 令和2年11月30日(月)
- ⑨ 令和2年12月1日(火) ～ 令和2年12月31日(木)
- ⑩ 令和3年 1月1日(金) ～ 令和3年 1月31日(日)
- ⑪ 令和3年 2月1日(月) ～ 令和3年 2月28日(日)
- ⑫ 令和3年 3月1日(月) ～ 令和3年 3月31日(水)

ただし、広告掲出事業者の希望により、2つ以上の期間を連続して掲載することができます。

(4) 広告の規格

ア・イとも縦728mm×横515mm (B2判)

4 広告掲出料金

ア・イとも1ヶ月1枠につき 10,000円(税込)

5 掲出できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条の規定に該当するもの。

6 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。

7 申込方法等

申込にあたっては、大阪市港湾局行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

(1) 申込受付期限

掲出期間①の場合	令和2年2月20日(木)17時まで
掲出期間②の場合	令和2年3月13日(金)17時まで
掲出期間③の場合	令和2年4月15日(水)17時まで
掲出期間④の場合	令和2年5月15日(金)17時まで
掲出期間⑤の場合	令和2年6月15日(月)17時まで
掲出期間⑥の場合	令和2年7月15日(水)17時まで
掲出期間⑦の場合	令和2年8月14日(金)17時まで
掲出期間⑧の場合	令和2年9月15日(火)17時まで
掲出期間⑨の場合	令和2年10月15日(木)17時まで
掲出期間⑩の場合	令和2年11月13日(金)17時まで
掲出期間⑪の場合	令和2年12月15日(火)17時まで
掲出期間⑫の場合	令和3年1月15日(金)17時まで

(2) 申込方法

大阪市港湾局コスモスクエア・トレードセンター前駅施設内広告掲出申込書(様式1)をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿(A4版縮刷)を添えて、港湾局施設管理課まで提出してください。

なお、受付期限に関することや、広告原稿の意匠が決まっていない等の事情がある場合は、別途ご相談ください。

(3) 広告掲出者の決定方法

「大阪市行政財産広告取扱規則」及び「大阪市港湾局行政財産広告掲出要領」に基づき申込内容を審査します。審査に合格したものが複数の場合は、申込先着順により広告掲出者を決定します。

(4) 決定通知

申込をされた方には、大阪市から、申込があった広告について掲出若しくは非掲出の決定通知を送付します。

(5) 広告掲出者の手続き

① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、指定する期日までに、大阪市港湾局コスモスクエア・トレードセンター前駅施設内広告掲出許可申請書(様式2)により広告掲出許可の申請をしていただきます。申請書には、広告原稿(A4版縮刷)及び位置図(本要項の「掲出場所」ページを印刷し代用いただいで結構です)を添付してください。

い。許可は（様式1）に記載された名義で行います。また掲出する広告枠の位置は別途指定します。

- ② 広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を指定する期限までに納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を港湾局施設管理課に提出していただきます。ただし提出済みの縮刷原稿等と相違ない場合は、別途協議のうえ提出を求めない場合があります。
- ④ 承認を得た広告の掲出作業を行っていただきます。

(6) 広告掲出変更の手続き

掲出許可期間中に広告の意匠等の変更を希望される場合は、大阪市港湾局コスモスクエア・トレードセンター前駅施設内広告掲出変更申込書（様式1-2）をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、広告原稿（A4版縮刷）を添えて、港湾局施設管理課まで提出してください。決定通知は(4)の手続きに準じます。

8 その他

- (1) 広告入替等の作業中は、通行者の支障にならないように行ってください。
- (2) 広告掲出期間は厳守してください。特に掲出期限日に留意のうえ、必ず期限までに広告を撤去してください。
- (3) 広告の破損、盗難、滅失について本市は責任を負いません。当該事象が発生した場合は、広告掲出者により速やかに対応してください。
- (4) エスカレーターは広告掲出期間中に定期点検等を行う場合があります。

9 問い合わせ先・申込窓口

〒552-0022

大阪市港区海岸通3-4-28

大阪市港湾局計画整備部施設管理課

電話：06-6572-2674